

平成 22 年 5 月 17 日
消 費 者 庁

口蹄疫に関する不適切な表示について

4 月 20 日以降、宮崎県の農場で飼養されている牛・豚などの、口蹄疫の患畜及び疑似患畜が確認されている件について、当庁では、消費者に根拠の無い不安を与えることがないように、別添のとおり、食品関連事業者に対し、適切な表示を行っていただくよう要請する文書を作成し、HP に掲載いたしました。

また、この旨を食品関連団体のほか、インターネットショッピングモール事業者、都道府県等の消費者行政担当部局、消費者団体にお知らせすることとしています。

なお、消費者庁では、口蹄疫は人が感染することなく、人体に影響がないことを消費者へお知らせするため、5 月 10 日に消費者庁の HP を通じて、消費者への情報提供を実施し、13 日に都道府県等の消費者行政担当部局、消費者団体にお知らせしたところです。

参考：http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/100510adjustments_1.pdf

担当：消費者庁食品表示課 課長補佐 平中
電話：03-3507-9222
FAX：03-3507-9292
消費者庁政策調整課 政策企画専門官 秋山
電話：03-3507-9185
FAX：03-3507-9287

食品関連事業者の皆様へ

口蹄疫に関する不適切な表示について

- 4月20日以降、宮崎県の農場で飼養されている牛・豚などについて、口蹄疫の患畜及び疑似患畜が確認されていますが、感染が疑われるとの報告があった時点で家畜の移動が自粛されており、口蹄疫にかかった家畜の肉や牛乳が市場に出回ることはありません。
- 口蹄疫は、偶蹄類の家畜(牛、豚など)や野生動物(シカなど)が感染する病気であり、人が感染することはなく、牛肉や豚肉を食べたり牛乳を飲んだりしても人体に悪影響はありません。
- 安全上の問題はありませんので、飲食店・小売店において「宮崎県産の牛肉は使用していません」との表示を行うなど、消費者に根拠の無い不安を与えることがないよう、適切な配慮をお願いします。
- 事業者の皆様におかれては、口蹄疫に関する正しい知識に基づき、適切な表示を行っていただくようお願いいたします。